

JIS

情報交換用CD-ROMの ボリューム構造及びファイル構造

JIS X 0606 : 1998

(2004 確認)

平成 10 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS X 0606-1990は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録願にかかわる確認について、責任はもたない。

この規格には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考) a文字及びd文字

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 2.11.1 改正：平成 10.10.20

官 報 公 示：平成 10.10.20

原案作成協力者：財団法人 光産業技術振興協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

情報交換用CD-ROMの ボリューム構造及びファイル構造

X 0606 : 1998

Volume and file structure of CD-ROM for information interchange

序文 この規格は、1988年に発行されたISO 9660, Information processing—Volume and file structure of CD-ROM for information interchangeを基に作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定項目を追加した。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にない事項である。

第1章 一般

1. 適用範囲 この規格は、情報処理システム利用者間の情報交換のための再生専用形コンパクトディスク媒体(以降、CD-ROMという。)のボリューム構造、ファイル構造及び関連システム要件を規定する。

この規格は、次の事項を規定する。

- a) ボリュームの属性及びボリュームに記録する記述子
- b) ボリューム集合のボリューム間の関係
- c) ファイルの配置
- d) ファイルの属性
- e) 応用プログラムの入出力データ列をレコードの集まりとして編成する必要があるときに用いるレコード構造
- f) 媒体に対する情報交換の3水準
- g) 情報処理システムに対する処理システムの2水準
- h) 異なるシステム間でCD-ROMによる情報交換を可能にするために、情報処理システムが提供する処理に対する要件。この要件は、この規格に適合するCD-ROMを作成又は受領することを意図するシステムが提供する機能を規定する。

2. 適合性

2.1 CD-ROMの適合性 CD-ROMは、CD-ROMに記録されるすべての情報がこの規格の第2章の規定に適合するとき、この規格に適合する。適合性の表示は、CD-ROMが適合する情報交換の最低水準を明確にしなければならない。CD-ROMは、この規格に適合するための前提条件として、JIS X 6281に適合していなければならない。

2.2 情報処理システムの適合性 情報処理システムは、作成システム、受領システム又はその両方の機能をもつシステムに対してこの規格の第2章及び第3章に規定する要件を満足するとき、この規格に適合する。適合性の表示は、システムが満足し得る要件の水準を明確にしなければならない。

3. 引用規格 次の規格に含まれる規定内容は、この規格の文中での引用によって、この規格の規定の一部となる。表示された版は、この規格の出版の際に有効であったものである。規格は、すべて改訂の対象であり、この規格に基づく合意の関係者は、次に示す規格の最新版の適用可能性を調べるのがよい。現在有効な国際規格の登録維持は、ISO及びIECの構成員が行っている。